

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

人事委員会規則	ページ
人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	2

人事委員会規則

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十条中「、あらかじめ」の下に「電子情報処理組織(職員の勤務時間、休暇等の管理に関する事務を処理するためのもの)に限る。以下同じ。」を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は「を加え、「により任命権者に対して」を「を任命権者に提出して」に、「請求できなかった」を「請求することができなかった」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 当該請求をする職員の氏名
 - 二 当該請求に係る期間並びに日数及び時間数
 - 三 前二号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 第十七条第一項中「、あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用して任命権者

が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は「を加え、「又は」を「若しくは」に、「により」を「を」を提出して」に、「請求できなかった」を「請求することができなかった」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該請求をする職員の氏名
 - 二 当該請求に係る期間並びに日数及び時間数
 - 三 前二号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 第十八条第一項中「あらかじめ」の下に「電子情報処理組織を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は」を加え、「により」を「を提出して」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 当該請求をする職員の氏名
 - 二 当該請求に係る要介護者の氏名、職員との続柄及び同居又は別居の別
 - 三 当該請求に係る要介護者が介護を要することとなった時期、当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容
 - 四 当該請求に係る連続する六月内の期間
 - 五 当該請求に係る期間及び時間並びに日数及び時間数
 - 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 第十八条第三項中「者は」を「職員は」に改め、「ときは、」の下に「速やかに電子情報処理組織を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は」を加え、「により、速やかに」を「を提出して」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該承認を受けた職員の氏名
 - 二 当該承認に係る要介護者の氏名及び職員との続柄
 - 三 当該承認に係る期間及び時間並びに日数及び時間数
 - 四 介護の必要がなくなった理由
 - 五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 第二十条中「応じ」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。又は書面をもって作成された)を加え、「記入し、」を「記録し、又は記入し、これを」に改める。

附則

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

組	織	職	員
	地域振興局	地域振興局長 部長 次長 上席主幹 総務経理課長 納税課長 企画福祉課長 農林企画課長 企画道路課長 総務第一班、総務第二班、総務第三班、大館福祉総務班及び秋田福祉総務班の班長 北秋田地域振興局大館地区総合事務所の班長 北秋田地域振興局大館地区総合事務所の総務班の班長	

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則
規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。
別表第一中「社会福祉法人秋田県小児療育事業団」を「社会福祉法人秋田県小児療育事業団」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年六月二十四日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「理事」を「理事 知事公室長」に、「次長 知事公室長」を「次長」に、「室長 総務事務センター長」を「室長」に、「政策監」を「政策監 報道監」に、「試験研究対策監」を「社会保障対策監 水と緑推進監」に、「企業専門監」を「企業専門監 流域防災監 総合調整主幹」に、「総務第一班、総務第二班及び総務第三班」を「報道専門員 総務班、総務第一班及び総務第二班」に改め、同表出納局の項中「局長」を「局長 次長」に、「課長」を「課長 総務事務センター長」に改め、同表の備考中「、「総務第三班」」を削る。
別表第二を次のように改める。
別表第二(第二条、第三条関係)

公文書館	館長 総務班の班長	秋田地域振興局農林部八郎潟基幹施設管理事務所長 仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所長 建設部のダム管理事務所長
東京事務所	所長 課長 企画監 総務班の班長	
消防学校	校長	
自治研修所	所長 次長 総務班の班長	
秋田県立大学	学長 学部長 研究科長 総合科学教育研究センター長 事務局長 事務局次長 課長 事務室長	
秋田県立大学短期大学部	学長 短期大学部長	
秋田県立大学木材高度加工研究所	所長 課長	
衛生科学研究所	所長 総務班の班長	
環境センター	所長 管理・情報班の班長	
総合食品研究所	所長 次長 食品加工研究所長 醸造試験場長 主席研究員 課長	
農業試験場	場長 次長 企画管理部長	
果樹試験場	場長 次長 管理部長	
畜産試験場	場長 次長 管理部長	
水産振興センター	所長 次長 企画管理部長 船長	

知事事務局(地方機関)の関

リハビリテーション・精神医療センター	脳血管研究センター	女性相談所	千秋学園	児童会館	児童相談所	精神保健福祉センター	太平療育園	福祉相談センター	保健所	福祉事務所	産業技術総合研究センター	森林技術センター
所長 局長 総看護師長 事務部長 総務管理班の班長	所長 副所長 病院長 葉局長 総務管理班の班長	所長 総務・相談班の班長	園長 管理班の班長	館長 育成・管理班の班長	所長 総務班の班長	所長	園長 事務局長 医長 総看護師長	所長	所長 次長	所長	所長 高度技術研究所長 高度技術研究所副所長 部長 工業技術センター次長 主席研究員 総務管理班の班長	所長 次長 企画管理部長

秋田中央道路建設事務所	技術専門学校	東京産業観光センター	福岡事務所	名古屋事務所	大阪事務所	北海道事務所	計量検定所	家畜保健衛生所	花き種苗センター	病害虫防除所	農業研修センター	動物管理センター	食肉衛生検査所	総合生活文化会館	衛生看護学院
所長 総務班の班長	校長 総務班の班長	所長 班長	所長 班長	所長 班長	所長 班長	所長 班長	所長 総務班の班長	所長 管理班の班長	所長 総務班の班長	所長	所長 総務班の班長	所長	所長 管理・業務班の班長	館長 支配人 生活センター所長 班長	学院長 副学院長 事務長

空港管理事務所	所長 総務班の班長
港湾事務所	所長 総務班又は管理班(秋田港湾事務所の管理班を除く。)の班長
砂子沢ダム建設事務所	所長 総務班の班長
流域下水道事務所	所長 総務班の班長

備考 この表において「総務第一班」、「総務第二班」、「総務第三班」、「大館福祉総務班」、「秋田福祉総務班」、「総務班」、「管理・情報班」、「総務管理班」、「育成・管理班」、「管理班」、「総務・相談班」及び「管理・業務班」とは、当該地方機関における人事、給与及び服務に関する事務を分掌する班をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
 購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 者 秋 田 県

秋田県松原印刷株式会社
 秋田県山王七丁目五番二十九号
 電話 082-8766863
 FAX 082-8766863
 E-mail: matsubara@matsubaranatsuu.co.jp

